

**平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第3回 障害者施設部会 議事録（千葉市福祉作業所）**

1 日時：平成22年12月21日（火）午後0時58分～午後3時48分

2 場所：千葉市議会棟 3階 第3委員会室

3 出席者：

（1）委員

西尾孝司部会長、近藤一夫副部会長、高橋和久委員、田島昇委員、松下やえ子委員

（2）事務局

生田保健福祉局次長、鎗田保健福祉総務課長、大木障害企画課長、湯川保健福祉総務課長補佐、柏原障害企画課長補佐

4 議題：

（1）第1次審査の結果報告について

（2）第2次審査について

5 議事の概要：

（1）第1次審査の結果報告について

応募事業者である社会福祉法人晴山会及び社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の2団体からそれぞれ提出された書類等に基づく第1次審査の結果について、事務局から報告があった。

（2）第2次審査について

各応募事業者へのヒアリング実施後、委員間の意見交換を経て、採点の結果、千葉市福祉作業所の指定管理予定候補者とすべき者として、千葉市社会福祉事業団を選定した。また、晴山会を第2順位とした。

最後に、指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

6 会議の経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐 本日はご多忙中のところお集まりいただき、どうもありがとうございます。定刻前ではございますが、委員の皆様おそろいでございますので、会議を始めさせていただきますと存じます。

私、本日の司会のを務めさせていただきます、保健福祉総務課の湯川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料をご確認させていただきます。

配付してある資料でございますけれども、次第と席次表、あと、資料の1から資料の5まで、それと、参考資料を机の上に配付させていただいております。不足等ございましたら、事務局へお声かけください。

なお、事業者の指定申請書と提案書につきましては、事前にお配りさせていただいているところでございます。

それと、前もってお断りさせていただきますが、会議の資料につきましては、事前に配付いたしました申請書等も含めまして、原則として回収させていただくということで、よろしく願いいたします。

なお、資料への書き込みのほうは構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の成立につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日、委員の皆様全員ご出席でございますので、条例に基づき、会議は成立しております。

それと、本日の会議でございますが、8月の第1回の会議におきまして、公募により指定管理の候補者を募集する場合の募集条件、審査基準、それから、候補者の選定に関する事項に關しましては非公開とする旨決定しておるところでございますので、本日の会議は非公開とさせていただきますということをご了承をお願いいたします。

それでは、初めに生田保健福祉局次長よりごあいさつを申し上げます。

○生田保健福祉局次長 皆さん、こんにちは。

本日も、またお忙しい中、お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

ほとんどの方は昨晩に引き続きということで、本当にお忙しい中、大変申しわけございません。

きょうは障害者施設部会ということでございますので、亥鼻と鎌取の作業所の審査ということでございます。

少し前になりますけれども、審査の配点などについて、委員の皆様方にご審議いただきました。それに基づきまして本日は、応募事業者2者につきましてヒアリング、それから採点ということでお願いしたいと存じます。

皆様方のご専門の分野などを生かし、審査いただきまして、適切な事業者を選んでいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○湯川保健福祉総務課長補佐 それでは、これより議題のご審議をお願いしたいと思います。

西尾部会長さん、よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、ただいまから、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第3回障害者施設部会を開会といたします。

それでは、議題（1）第1次審査の結果報告についてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○大木障害企画課長 障害企画課の大木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）第1次審査の結果報告について、ご説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料2、第1次審査の結果をごらんください。

指定管理者の指定申請は、記載のとおり2団体からございました。そこで、2団体の概要、及び第1次審査についてまとめたものが、資料2でございます。

まず、社会福祉法人晴山会でございます。法人の所在地は、千葉市花見川区花島町149番地1、理事長は平山登志夫、設立年月日は昭和51年6月16日、運営を行っている障害者関係施設等として、身体障害者療護施設の晴山苑、就労移行支援、就労継続支援B型等を実施している障害福祉サービス事業所の桜が丘晴山苑などがございます。純資産は、47億293万7千円、常勤職員数は421人となっております。

次に、第1次審査ですが、提出された申請書等により、募集要項に掲げる不適合事由に該当しないか、形式要件の審査をいたしました。

表にございますように、市から指名停止処分は受けておらず、競争入札の参加者の欠格要件

を定めた地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、最近1年間の市税、法人税、消費税、及び地方消費税に滞納はございません。さらに、会社更生法等に基づいた更生手続開始を申し立てはしておらず、暴力団排除措置事由にも該当せず、障害福祉サービス事業所の欠格事由を定めた障害者自立支援法第36条第3項第1号、第4号から第10号までの規定のいずれにも該当しませんでした。

次に、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団でございます。

法人の所在地は、千葉市中央区千葉寺町1208番地2、理事長は松本光司、設立年月日は昭和46年7月19日、運営を行っている障害者関連施設等として、療育センター、亥鼻福祉作業所、鎌取福祉作業所などがございます。純資産は2億8,065万3千円、常勤職員数は、213人となっております。

次に、第1次審査ですが、表にございますように、いずれの項目にも該当しませんでした。説明は、以上でございます。

○部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等ございましたらお願いします。
(発言なし)

○部会長 ご発言なければ、議題(1)の第1次審査の結果報告についてを終了いたします。

次に、議題(2)の第2次審査についてに入りますが、審査に入ります前に、第2次審査の流れについて、事務局より説明をお願いいたします。

○大木障害企画課長 それでは、議題(2)第2次審査についてですが、まず、事業者選定基準、採点表について、ご説明いたします。

お手元の資料3、第2次審査の事業者選定基準をごらんください。

選定基準につきましては、第1回の本部会で協議したとおりでございます。

次に、資料4、採点表をごらんください。

左側から、審査項目、提案書様式番号、配点、そして、今回申請があった法人ごとの得点記入欄が設けてございます。審査項目ごとに4段階の絶対評価をお願いいたします。なお、記入に当たっては、審査項目ごとに配点が異なっており、得点記入の誤りをさけるため、それぞれの事業者欄に評価の欄がございますが、ごらんのとおり優・良・可・不可の枠を記載しておりますので、まず該当するものに丸印をつけていただきたいと存じます。その後、丸印の下に記載してある数値を評価の欄の右側にございます得点の欄に転記いただきますようお願いいたします。

なお、ここで委員の皆様にお諮りさせていただきたいことがございます。

今回の5人の得点を合計のうえ、平均させていただいた得点をもって審査結果とさせていただきますが、得点の計算にあたっては、小数点第2位を四捨五入することとしてよろしいかお伺いいたします。

○部会長 ただいまの小数点第2位で四捨五入という提案ですが、それについて何かご意見ございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○部会長 それでは、小数点第2位を四捨五入ということで決定をいたします。

○大木障害企画課長 ありがとうございます。

では、採点表の説明の続きでございますが、一番下の審査項目の②管理運営経費の低廉化についてでございます。

審査項目に記載している計算式に基づき計算し、各法人の得点を記入する欄でございます。ただいま、得点の計算に当たっては、小数点第2位を四捨五入することといたしましたので、晴山会については42.0点となります。また、千葉市社会福祉事業団については50点となります。

私からの説明は以上でございます。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、続きまして、私のほうからご説明いたします。

資料5をごらんいただきたいと思います。第2次審査の流れということで、説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料5でございますが、先程来ありますように、本日の応募事業者につきましては2者でございます。審査に当たっては、申請のあった順に、社会福祉法人晴山会をまずお願いしまして、その後に社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の順番でお願いしたいと思います。

まず、上のほうですが、晴山会に当たりましては、事業者のヒアリングということで、まず事業者の出席紹介のあと、各委員の皆様方から質疑と応答ということで、それぞれでおおよそ30分間をお願いいたしまして、ヒアリングを終わりますと、事業者は退室することになります。

その後、2つ目でございますが、委員間の意見交換ということで、10分程度。本日の採点に当たりまして、委員の皆様方への共通認識を図っておきたい点とか、確認しておきたい点、そういうものについて意見交換をしていただければと思います。

次に、その下の採点でございます。今ごらんいただいた資料4ですが、5分程度でお手元の採点表に記入していただくと。それで、その後10分程度休憩をはさみまして、引き続き次の事業者であります社会福祉事業団の審査を、同様に行っていただくということでお願いしたいと思います。

それで、さらにその点線枠の下ですが、その後、採点表を事務局のほうで回収させていただきます。集計作業をやらさせていただきます。この間、20分ほどお時間をいただきまして、委員の皆様方には休憩をこの間とさせていただきます。それで、その後集計がまとまりましたら、私のほうからまた採点結果ということでご報告させていただきますので、そこで必要に応じご協議いただき、部会として千葉市福祉作業所の指定管理予定候補者の順位というものを決定していただければと考えております。

説明は以上でございます。

○部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等ございましたらお願いします。
(発言なし)

○部会長 特にご発言がなければ、応募事業者のヒアリングに入ります。

まず、社会福祉法人晴山会から行いますが、ヒアリングの所要時間は1事業者おおむね30分程度ということですので、各委員の皆様には、お1人あたり5～6分をめぐにご質問等をしていただければと思います。

では、事業者の方々を入室させてください。

(応募事業者 入室)

○部会長 本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

これから30分程度、ヒアリングを行います。進め方ですが、まず、全出席者のお名前と役

職名を述べていただきまして、その後、各委員から事前に提出いただいた提案書類等を踏まえて質問をさせていただきます。それに対しまして、できるだけ簡潔明瞭にお答えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

(応募事業者 自己紹介)

○部会長 ありがとうございます。

それでは早速質問のほうに移らせていただこうと思いますが、各委員の皆様から質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 ちょっと細かいことをお聞きしてしまうようで、しかも、この辺はちょっと的外れかもしれないですけども、事前に指定申請書の中で事業活動収支計算書と貸借対照表、こちらの資料をいただいているわけですけども、晴山会さん、常勤の職員数が421名ということで、拝見しますと退職給与引当金として9,000万の計上がなされています。これにつきまして、私の感覚ですと421名いっちゃって、退職給与引当金、9,000万円だけの計上というのは、ちょっと少な目かなという感じを受けておりますが、ざっと、今、就職されている方の平均のご年齢、それから勤続年数等、もしよろしければ大体ご退職される方の退職金額というのを、幾らぐらいのところで行っているか、お答えいただけるようでしたらお願いできますでしょうか。

○応募事業者 退職金規定につきましては、実は私ども福祉法人は、諸経費の使い方から、二つの退職金制度に加入をしております、一つが福祉医療機構の退職共済ですね。そしてもう一つが千葉県共助会という制度、二つに入っております。

それで、実際に何年勤めて幾らというのは、余り実際の事務をしていませんので、そういう数字ははっきりは申し上げられないのですけれども、ちょっとお答えとしてはそういうことだと思いますけれども。二つ加入しております、仮に一般の方のように新卒で入られて定年まで勤務されたということになりまして二つもらうと、3,000万以上になるというような、私としてはちょっと、本部長として、退職金制度と今の賃金の水準と比べた場合に、むしろ退職金よりも賃金のほうに少し回したいというのが、今の率直な気持ちでございますが、正直言いまして今の制度を変えたいと思っても、実は、最近においていろいろ検討したのですが、できないんで、今の退職金はそういう実態になっているというので、かなり厚い退職金になっているということが、今の社会福祉法人晴山会の退職金制度でございます。

○委員 そうしますと、その2団体につきましては、毎年かなりの拠出金をお支払いになっているんじゃないですか。

○応募事業者 積み立てでございます。積み立ては社会福祉法人晴山会全体では七、八千万支払います。

○委員 七、八千万。それは年間ですか。

○応募事業者 年間です。かなり大きな負担になっているのは事実であります。

○委員 もう1点よろしいでしょうか。提案書のほうで5年間の見積もりをつけていただいているわけなのですけども、この中の事務費の項目の中で、事業費の行事・光熱水費等というふうになっているんじゃないかと、二つの作業所合計で、23年度で1,300万、それから予備費の約1,000万と、この計上内容につきまして、少し具体的にご説明いただけるようでしたらお願いいたします。

○応募事業者 ご説明いたします。算定できる基盤となるものは、当方でただいま運営しております障害者の施設の規模、それに準じて、こちらの亥鼻・鎌取の事業所の定員に準じて出した資料です。

それから、予備費というのは、これは従来の公立施設ではなじまないことかもしれませんが、民間事業所としましては、備品が、大体年度当初予定する額がありますが、そこから動いたりするものですから、そういった意味で予備費という言葉を使わせていただきました。本来、この指定管理料の中に、そういう表現を使うのが適切かどうかというのは、ちょっと私も判断に迷ったところがありますけれども、そういう意味で使わせていただいております。

○委員 事業費の項については、何か具体的に、こういうような項目でというのはおありになるのですか。

○応募事業者 ほとんどが行事と、それから生産活動を担う費用という解釈です。

○委員 この辺は、実際に受託が決まられた後に運営されていく中で、削減も当然可能というお考えはおありになる項目なのですか。

○応募事業者 済みません。もう一度。

○委員 この事業費のところと予備費のところは、実際に受託をとられたときに、実際に運営された中で削減も可能になる部分という見方をさせていただいてよろしいものかどうか、というところなんです。

○応募事業者 今の時代、量より質の時代が変わってきていますので、その辺は利用者さんのニーズに応じた運用をしたいと思っておりますので、今、現時点で減額とかということは想定しておりませんが。

○委員 わかりました。

○部会長 いいですか。

○委員 はい。

○部会長 他に。はい。

○委員 それでは、提案書のほうを見させていただきまして、様式の第19号のところ、26ページ、そこの一番初めのところの、管理運営の基準にある本施設の管理運営業務全般の実施体制を具体的に記述してくださいというところの記述がないのは、何か理由がございますか。

○応募事業者 済みません。私のほうから。申しわけありません。単純に記入漏れです。

○委員 あとこの19号の様式のところで、次、二つの設問につきましても、福祉作業所別に記述をしてくださいということで、後ろのほうの収支予算書を見れば、わからなくはないですけれども、これは合計した数値ですよ。

○応募事業者 はい。

○委員 その中で、三つ目のこの年間人件費のところ、私、経理のほうはあまり詳しくわからないところですが、23年度の後ろの収支予算書を見ますと、管理者の方は左側、2名ということになっていて、管理責任者さんは1名ということなのですが、この22ページでいきますと逆の数字になっているのは、何か理由はありますか。

○応募事業者 ページ番号でいうと35ページの。

○委員 はい。35ページの左の、その人件費というところでは管理者が550万掛ける2名というふうに計上されていますよね。その下のサービス管理責任者が450万掛ける1名と

いうことで。

○応募事業者 これは、申しわけありません。管理者が1名、サービス管理責任者が2名ということになります。

○委員 管理者が1名。

○応募事業者 サービス管理責任者が2名。

○委員 そうすると、22ページのこちらの表のほうの数字が正しい。

○応募事業者 はい。こちらの。

○委員 こちらが正しいということですね。

○応募事業者 はい。

○委員 そうしますと、こちらの35ページの明細の人件費は、両事業所をあわせて、5,000万という数字が正しい数字でよろしいのでしょうか。

こちらの22ページですと4,500万という数字を出しておりますが。

○部長 管理責任者1名分が抜けてしまった計算だと思われるのですが。

○応募事業者 そうですね。

○委員 サービス管理責任者が、22ページですと1名。

○応募事業者 1名足りないから、450万を足していただければ。

○委員 ということですね。わかりました。

○部長 数字が若干あわないですけども。

いかがでしょうか。

○委員 あわせて35ページのところの人件費の内訳のところなのですけれども、一番下のところにある非常勤の就労支援員さん、常勤換算して0.5名掛ける、左側では190万なのですけれども、各作業所別に見ますと、これは380万の計上ですよ。

○応募事業者 就労支援員のところ、380万円です。

○委員 そうですね。この380万でいいんですかね。ありがとうございます。

○委員 全部を質問するわけにいかないものですから、緊急時の対応というのが29ページにございますが、マニュアルがたくさん書かれています。もう既にたくさんの方の運営施設をお持ちでございますけれども、実際のこういう事故防止の訓練の実施状況はどうなっているのでしょうか。どこか代表的なところでも結構です。

○応募事業者 これ、直接事故ではないのですけれども、去年の場合について、うちのほうでインフルエンザが発生しまして、これは事故ではないんですけども、そのときの対応の仕方というのが、やはり大きな先例になったかと思っています。

まず、予兆としまして8月9日ぐらいに風邪を引いた方がいて、その方が、職員だったんですけども、利用者のほうに罹患させたと。まだ、その段階だと風邪だか何だかわからなかったというような状況があって、それに対して速やかに医者に行かせて、それで、その状況、インフルエンザかどうかというまず診断をしてもらったと。そういう診断をした結果、インフルエンザということがわかったので、利用者及び職員に対して、全員なんですけど、今の熱の状況の調査をかけるとか、そういうことをしています。ですので、施設の中で事故という、そんな例はないんですけども。

○委員 ちょっと済みません。もう少し具体的にそれでは質問させていただきます。ここに書いてある、緊急時の対応、例えば火災に対する避難訓練というのは年間何回。

○応募事業者 やっています。年間2回やっています。

○委員 すべての施設ですか。

○応募事業者 これはもう消防法で決まっていますので、やらせていただいています。

○応募事業者 今回の補足させていただきますと、私、実際にこの晴山会の、数年ほど前なんですけれども、かなりこれは真剣にやっております、火災の訓練に相当、即すようにやっております、実は数年前、隣にプラスチック工場が、私が今ふだんいます施設、特養と老健が一緒になっているんですけれども、前にありまして、そのプラスチック工場で煙が出て火災が発生したんですね。それを、うちの職員が先に発見をしまして、それでもって一斉にうちの消火器をみんながわっとかけて持って行って消防車が来る前に全部消しとめて、大事に至らずに消しとめたということがございまして、大変感謝されたということがあります。はっきり言いまして、かなり私どももこういう、障害者についてもそうですし、高齢者の方もそうですし、そういうところでの火災等は本当に命にかかわるものですから、かなり真剣にさせていただいているというのが実際です。

○委員 そうすると、ここに書かれていることは、もう既に経験されて実施されているということですね。

○応募事業者 既にやっています。ちなみに消防訓練なんかの場合については、地元の町内会との連携、うちは身体障害者のどっちかという重度の方たちがいますので、やはり避難するときに、自分たちの職員、夜間の場合特にそうなんですけれども、職員がいませんので地域の方との連携がないとできないということで、地域の方たちに呼びかけて一緒にやらせていただいています。

○委員 先程の質問に関係するんですけど、35ページの様式第30号、亥鼻と鎌取の各作業所で管理者は1名ずつつけられているということでよろしいんですか。

○応募事業者 いえ、1名です。

○委員 合計で1名。

○応募事業者 はい。

○委員 そうすると、では先程の話で人件費が550万円入っているということになるのか。それぞれに1人ずつ人件費で管理者を選任しているように読めるんですけれども、管理運営費のところ。(2)の亥鼻で1人、(3)の鎌取では1人、550万円掛ける1名というふうになっているんですけれども。

○応募事業者 分けて記載したところ、このような記載方法になっておりますが、合わせた、左の表については、管理者550万円、2名のところを1名に。

○委員 さっき言っていましたよね。

○応募事業者 これは、35ページの一番左の記載の内容のところは管理者2名とサービス管理者1名。

○委員 逆になったと。

○応募事業者 それが、管理者が1名のサービス管理者2名の逆でして、それに関連すると、右側の鎌取、亥鼻の記載内容の整合性がとれていないということで。

○委員 そうすると、管理者というのは、この二つの施設であわせて1名、兼務するということになるんですか。

○応募事業者 一体的な運営というものが千葉市からの提案ですので。

○委員 それと、先程のご指摘の22ページ、様式第19号のところで、各作業所別に組織図は書かれていないのですけれども、もし、今の体制で書くと、管理者が兼務するような図になるというのか、ちょっとイメージがわからなかったのですけれども、皆さんの図では、各作業所別に書かれていないものですから、どういう配置図になるかが、いまひとつわからなかったもので、それと、この予算と関連して聞いたのですけれど。

○応募事業者 管理者1名が一体的な運営ですから、2カ所の事業所を両方を管理するというところで、実際はサービス提供に当たる責任者、サービス管理責任者については、それぞれ各事業所に1名配置しております。

○委員 なるほどね。

○応募事業者 それは、組織図でいくと、もう一つ同じものが隣にできると。管理者からサービス管理者がそれぞれ1名ずつぶらさがってくるというふうな形になっております。

○委員 そういう図はつくらなかった、何か理由があるのですか。質問に答えてもらって、せっかくだから何か書いたほうが、皆さんのイメージしている組織図というのか、人事の体制とか、いろんな管理体制とかが、より私たちにも伝わるかなと思ったのですけれども、何かそうしなかった、それともこれで用が足りると。読むと、私みたいに誤解してしまうといけませんよね。

○応募事業者 特に意味はないです。

○部会長 単純な記入漏れという理解ですか。

○応募事業者 表現の仕方がうまくなじんでいないということでしょうか。

○部会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員 様式17号、20ページのところで虐待防止という点があるんですけど、これについて何か、今般、昨今問題がいろいろなところで出ますけれども、何か今までとりわけ取り組んでこられた、今後特に大事にしたい施策などはございますか。

○応募事業者 虐待防止につきましては、私の施設で説明させていただきますと、権利侵害の研修会など、虐待防止の研修等に職員を積極的に参加させまして、研修に参加した場合については、また事業所に持ち帰りまして内部研修をいたします。

○委員 第三者により評価を継続的に実施しますということなんですけれども、これももう既に既設の施設では第三者評価を導入しているからというのでよろしいですか。

○応募事業者 東京都の飛鳥晴山苑では第三者評価を活用しているところでございますが、私どものほうではISO9001の取得を既に鎌取もとっておりますし、私ども今年度、認証取得できる予定なんですけれども、そういった形で、それを第三者評価という形で行っているところでございます。

○委員 それと、やはりどうしてもお金のことが気になってしまいまして、先程の予備費なのですが、予備費というところは、具体的に何に充当されたのかよくわからないのですけれども、予備費という名目上、特段の支出がない限り残るということになりますね。特段何かのことがない限り、予備ですから主要目的がないわけですから、明確な。残った場合どうなさいますか。1,000万円という金額が、この規模の事業の中でうまくすれば残る可能性があるわけですね。その1,000万円に関しては、どのようになさるのか。

○応募事業者 繰り越し。

○委員 繰り越しということは、毎年この予備費というのは計上されていきますと、最終的には5,000万円の繰越金が残るということになりますか。もっとも順調に運営された場合ですけれども。

○応募事業者 私が申し上げた予備費は、初年度に1,000万円手つかずであれば、それは自動的に翌年に運用しても構わないという。決算上は年度ごとの決算ですけれども。

○委員 ということになりますと、毎年の積算額の中に予備費というのは出てまいりますので、私の理解としては、最終的には5,000万円近くのお金が最終年度まで残って、それは一体どうなるんだろうかと。法人の収益になるのか、それとも市に返納ということをお考えなのか、どのようにお考えなのかなということなんですけれども。

○応募事業者 それは、利用料金制度ではありませんから、基本的には返納と。

○委員 ということをお考えということですか。

○応募事業者 それと、いわゆる債務負担行為でやる場合と、利用料金制度があるかと思えますけど、今回は前者の方で理解しておりますので、利用料金制度ではないということで、それは、予備費として使用目的がなければ返すと。

○委員 ということに。実際にこの施設を運営していらしたわけではないので、具体的な光熱水費とかの積算は実態とは少しずれる可能性は十分あるかと思えますけど、私は、ちょっと光熱水費等が多いかなと、施設の規模からしてですね。事業費、事務費含めて大分残るかなという印象なんです。そういういろんなものが、この計算だと残りそうに見えるんですが、それについても。

○応募事業者 先程も申しましたように、同じような事業を行っている当方事業施設の光熱水費等をその利用定員それと平米をもとに割り出したものですから、それに若干余裕を持たせたということでございます。そういう評価をされても、それは当然だと思いますけれども。

○委員 これも最終年度のところで残額が出たら返納というお考えですか。それとも、それはまた繰り越しをお考えですか。

○応募事業者 光熱水費のことですか。

○委員 はい。

○応募事業者 それは、実際に利用料金制度ではないですから、それは返すものだと思います。

○委員 わかりました。

おおむね30分なんですけど、各委員の皆様、何か追加で。

○委員 今の支出関係についてのことで聞きたいんですけども、様式29号で、皆さんの施設ですと、今、部会長が聞いた経費で残っているのは人件費になるんですけども、人件費を毎年少しずつ増加している傾向が見られるんですけども、それについて皆さんのお考えというのは、どう思っておられるのでしょうか。

○応募事業者 いわゆる一般にいう定期昇給分と、あとは今いろんな考え方がありますがけれども、だんだんと年功序列ではなくて、いわゆる労働の質とか密度に対してどう人事考課をしているかというのは、今そういう傾向になっていきますので、そういった意味で優秀な職員に対しては、そういうような評価をしていかなければ、サービスの質は守れないという考えです。そのようにしております。

○委員 特に人件費をもう少し低く抑える、優秀な職員を評価するのは大変結構なことでは

けれども、逆にもう少し人件費を抑える方法とかもご検討はされるのでしょうか。

○応募事業者　抑えるというか、指定管理に応募するという前提は、基本的には今まで自治体が運営していた内容の約80%の費用の中を前提として考えていくわけですから、その中の人件費として算定してあります。

○委員　あともう一つだけ、皆さんの組織、いろいろ見ますと、第三者委員ということが出てくるんですけども、第三者委員は、具体的には皆さん既に動いている中で、どのような方がなられているんですか。

○応募事業者　第三者評価ですね。

○委員　第三者委員というのがあることになっているんですけども。

○応募事業者　苦情処理の管轄だと思うんですが、実際には、それぞれの施設のいわゆる関係対応の方の中とか、あるいは、市の法人として監事とか、そういうことをやっていただいた人の中で、そういうことにふさわしい方を選んで、第三者の立場で苦情など、制度としてありますので、それに決めてお願いしてございます。

○部会長　予定の時間でございますが。

○応募事業者　1点だけよろしいでしょうか。

○部会長　はい。

○応募事業者　先程ご質問がありました二つの事業所について人を配置していくというご質問、そういう観点からいくと、この記載の方法はちょっと違うんじゃないかというお話だったんですけども、私どもは、就労継続支援B型事業が60、それと移行支援事業が6ということで、たまたまそれを運営していく事業所が2カ所に分かれているという解釈のもとにつくりましたので、ちょっと委員さんの質問と、私どもの表現の仕方がちょっとなじまなかったのかなという、そういう意味で申し上げました。

○委員　はい、あの十分理解したつもりです。

○部会長　時間でございますので。ありがとうございます。

(応募事業者 退室)

○部会長　それでは、意見交換をしたいんですが、何か共通認識をしておきたいとか、確認したいというようなところがございましたらですが。

今の記述の問題はどうですか。要求にはこたえていないんですが、あちらとしては一体のようだから一本でというお考えだということです。実際の管理は、それぞれ人を配置してやるんでしょうけれども、表現としてどう評価するかということで。

○委員　あと計算ミスのところをどうするか、経費の。

○委員　計算ミスですね。

○委員　そうなんです。

○委員　大分私、しつこく聞きましたけど、かなりの予備費が残る計算に、恐らくイメージ的に、大分膨らませてお書きになっているので、返すとはおっしゃっていますが、書面では別に表現されておりませんので、その辺はどうか。

○委員　その辺では、複数年の契約ということになりますと、それぞれ例えば入り分も含めて1,000万円位余りましたと。翌年その分があるので、ちょっと余分なところに使っちゃいましょうと。そういう観点が。

○委員　委託費というのは。

○委員 たしか毎年契約更新という格好で、予算は市のほうで見ていかれるということでもよろしいんですね。

○鎗田保健福祉総務課長 そうです。年度別の協定ですので、その中で費用は確定していくのですけれども、基本的には提案の額で毎年いくのですが、よほど、実績等が入っていくと、見直しがきくようであれば、考慮の余地があるという、そういった考え方で協定を結んでいくということと理解しております。

○委員 例えば、予備費を使わなかったら1,000万円余りました、これは、市にお返しするとか、そういうような年間での精算みたいなのは。

○大木障害企画課長 本来は、予備費も含めて認めたということになれば、返還する理由はないんですけれども、ただ、やはり膨大な予備費になれば、それなりに基本協定を結ぶ際に、詳細にどういう事業計画をやるかというのを決めますので、その中でそこまでの予備費がかかるかどうかというのは精査するしかないと思います。

○委員 むずかしいですね。

○委員 緊急の支出があるかどうかの確認ですね。

○委員 イメージだと、措置費とか利用料とかの準備費が、要するに需要が十分なくて、そういうときの吸収するためのクッションとして置いていかれているイメージですね。そういうことは想定されないわけですね、今回の場合。想定人数より少なかったから委託料を下げるとかということは、そもそもないわけですね。だから、予備費が要としたら、修繕費に充てるかどうかぐらいのお金、器具什器のお金ぐらいの話ですね。

○大木障害企画課長 そうですね。

○生田保健福祉局次長 法人の側のお金なんで、こちら側は余りよくわからない部分がありますね。

○委員 この妥当性のところの判断が。

○委員 悩ましいところですね。

○委員 十分に精査されていない感じになるんですね。

○委員 実際に運営をされているところの実績を踏まえて、やはりここは、固めに多めにというところなんでしょうね。

○委員 提案書の差しかえって、もうないわけですね。今回のこれで決まりですね。

○大木障害企画課長 ないです。

○委員 これで判断するという、我々としては。これで採点をするということになります。今の話を含めて、場合によっては返還するということですが、それにしてもプロポーザルとしてどうなのか。

○委員 事業者さんが返還しますと言ってきた話は、そのままお受けするという……。

○大木障害企画課長 それはあります。もちろん、当初にそういう契約のもとで委託をかけていますので、最終的に余れば、そのときは返していただくということとはございます。ただ、当初からのそういう返すとかを決めていなければ、それはあくまでも指定管理者のものですから。

○委員 施設の用途のことなんで、余ったらどういう場合があるのか、ちょっと難しいですね。

○委員 難しいですね。これで採点するだけの判断材料がないですね。

○委員 軽微な計算ミスぐらいですかね、あとは。

○部会長 もう各委員のご判断でございますので、では、採点表への記入をお願いいたします。

(採点)

○部会長 それでは会議を再開をいたします。

それでは、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団のヒアリングを行います。事業者の方を入室させてください。

(応募事業者 入室)

○部会長 本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

これから30分程度ヒアリングをさせていただきます。

進め方ですが、まず、全出席者のお名前と役職名を述べていただきまして、その後、各委員から、事前に提出していただいた提案書類等を踏まえて質問をさせていただきますので、簡潔明瞭にお答えいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

(応募事業者 自己紹介)

○部会長 よろしく申し上げます。

それでは、委員の先生方、ご質問をお願いいたしたいと思いますが。

はい。お願いします。

○委員 全部聞くわけにはいきませんので、提案書の26ページですね、様式13号のところの就労移行の支援のことをお伺いしたいんですが、ここに、非常にきれいにフローチャートが書いてあるんですが、今までこういう運営実績があると思いますけれども、就労移行の実績はどのようになっていますか。

○応募事業者 お答えいたします。就労移行ですが、私ども過去5年間で、事業団全体として、実は35人ほど就労移行させております。ただ、福祉作業所がもともと比較的、就労の困難な方を抱えていますので、作業所としては1名だけなんです。療育センターのいずみの家並びに療育センターの中の発達支援センター、あわせて、過去5年間で、35名の方を就労移行させております。今後も含めまして、内部で情報交換しながら、さらに就労の移行を高めたと考えております。

○委員 そうすると確認させていただきますけれども、この亥鼻福祉作業所と鎌取福祉作業所で1名。

○応募事業者 1名だけでございます。

○委員 そうすると、これ、従来とっていらっしゃる方法だと非常に難しいと思うんですね。ここところが非常に難しいかなと思うんですけれども。工夫とか方策というのは、何かありますでしょうか。

○応募事業者 委員のご指摘のとおり、この間も、今年に入りまして、いずみの家並びに発達支援センター、それからキャリアセンターとか、それから職業安定所、それから障害者の支援センター含めまして、そういう会議や会合に参加させていただいて、現在、就労移行に向けての、現場での力を育成している最中でございます。

ただ、利用者の方の中で、今の現利用者は、さほど多くの方が、実は、移行を希望なさっていらっしゃいません。ですから、今後、学校等を含めまして移行者を募りながら、就労継続の

Bとあわせて、移行希望者をスムーズに一般就労できるように力をつけてまいりたいと考えております。

○部会長 よろしいですか。

○委員 先程の質問に関連いたしまして、見積もりを提案書につけていただいているわけなんですが、その中の経費項目を拝見いたしますと、そういった就労支援というものにかかわる経費というものは、特段ここというふうに見当たらないと拝見したんですけれども。今のご説明のとおり、就労移行を希望される方が、あまり現実にはいらないというのを含めた予算のつくり方ということなんでしょうか。

○応募事業者 とりわけて、就労に向けての予算というそもそも科目自体はないんですけれども、予算上の。ただ、それぞれ個々に職員配置から、まずは就労に必要な職員配置をする。あるいは、それを専門とする就労支援員とかジョブコーチ、これは地域の就労も含めた業務になるんですけれども、そういったものを配置するとか、あるいはそれに向けた研修、そういった費用も含めて予算の中には入っております。ただ、具体的に科目がないので、目に見える就労移行のための、就労支援のための科目というのが、ちょっと入りづらいんですけれども。

実際、実績が少ない一つの理由は、現在のご使用者が、両施設とも重度の方がいらっしゃるんで、実際、もう1施設、授産施設が療育センター内にあるんですけれども、そこのご使用者の方と比べて、内容的にちょっと障害の程度が重いということで、なかなか就労に結びつかない。そういう方が継続して、今後も作業所はご利用している予定になっているという……。

○委員 そうしますと、その点をとらえれば、人件費のほうにその分はほとんど加味していらっしゃるというような理解をすればよろしいんでしょうか。

○応募事業者 はい。そうでございます。ただ、今後の利用者の中で、パソコン等そういうようなものを使うということになりましたら、その時には、その対応等で予算化をしていきたいと考えています。

○部会長 よろしいですか。

○委員 今の質問に関して、そうしますと、41ページの亥鼻福祉作業所の各職員の担当業務ですけれども、下の職業指導員さんというのは、3名とも継続支援の作業面にかかわる人たちということで、よろしいんですか。就労移行支援を担当する人はいないんですか。

○応募事業者 先生のおっしゃるとおりで、就労移行にも1名かかわります。

○委員 この3名のうちの1名が。

○応募事業者 1名が、生活支援員と、一応、職業指導員と、それから就労支援員の3名が、主たる就労移行にかかわる予定で、一応考えております。

○委員 そうですね。このうちの1名が就労移行支援という。

○応募事業者 はい。

○委員 では、私のほうから、一つ。様式第29号、収支予算書、見積もりが出ているので、その見積書の妥当性とか合理性の見地から聞きたいんですけれども。総括表の支出、人件費が23年から24、25まで上がっているんですが、26、27は、反対に減少する方向で見積もられているんですけれども、それはどういう理由からなんでしょうか。

○応募事業者 これは職員の退職にかかわるところで、そこの部分で減になるということでございます。

○委員 なるほど。ちなみに何名ぐらいがその退職者ですか。

○応募事業者 1名でございます。実際には、亥鼻の所長が退職という形になりますので、それに後任をつけるということで、給料が下がるという計算になっております。

○委員 なるほど。

もう一つ、その様式30号の内訳書のほうなんですけれども、事務費で研修費というのが設けられて、その積算内容に研修負担金というふうな書き方がされているので、念のため確認しますが、この研修費というのは、全部事業所のほうで持つのか、それとも、個人負担というのが考えられているのか。ちょっと負担金って表現でしたから聞いているんですけれども。その点教えていただけますか。

○応募事業者 ここに計上してございます研修費につきましては、今、委員さんのほうからお話があったとおり、外部とか、あと、自己負担ということではなくて、まず施設側では予算化している部分、負担している部分だけでございます。基本的には、自己負担というのはございません。

もう一つ、法人全体で階層別等で企画している研修につきましては、この施設で見積もるというのではなくて、法人全体のほうで見ているというようなことでございます。

○委員 参考までに、どういう研修をやられたのか、あるいはやる予定なのか教えていただけますか。たしかありましたよね。

○応募事業者 提案書の37ページに、各研修名等記載させていただいております。その中で、職員全体における接遇の研修ですとか、CS向上の研修等の部分、あと、管理の部分では危機管理ですとか個人情報の保護の関係の研修、それと、施設に直接かかわる部分ということでジョブコーチの研修ですとか、そういったものも含めてやっているということでございます。

○応募事業者 よろしいですか。

○部会長 はい。

○応募事業者 このページのところに、知的障害者の福祉施設協議会といろいろございます。ご存じのように、知的障害者の全国組織があります。それから、工賃向上や就労関係は社会就労センターというのがございます。そういった全国組織のいろいろ研修大会に、現場では出させていただいておりますし、あとは直接的には、こちらに書いてあります就労支援員とかサービス管理者ですね。こういった必要資格が県等も実施している相談支援、養成研修も含めまして、現場で交代で職員を出させていただいております。

○委員 なるほど。

○委員 私のほうから1件、様式7号、提案書の14ページ、15ページですね。モニタリングの考え方というところで、定期的にモニタリングもするし、日常的にも連絡をとることなんですけど、外部からの何か評価を受けるということの予定はございますか。

○応募事業者 一つには、利用者さんや、それから主にボランティアさんとか、外部から、おかげさまで、結構ボランティア活動も来てくださっている方、そういう方に、満足度アンケートというような形で、現在とらせていただくことがあります。

それから、受注等の作業開拓につきましても、これは利用者さんも含めての話し合いだけではなくて、ボランティアさんを含めて、ご意見をちょうだいしております。

あとは、地域交流会を年に1回、それぞれ開催しております。そのとき、地域の方が、おかげさまでだんだん集まってきてくださっています。そういうときに中をご案内して、またご意

見をいただいたりしています。

ただ、委員のご指摘の中で、もし第三者評価委員とかそういうことでしたら、まだ、今検討中で、具体的にはまだ実施には結んでおりません。

○委員　　なかなか今の時代として、外部の評価機関からの評価ですね。アドバイスを受けながら業務改善をしていくというのが大きな流れかと思いますが、それは現段階では検討するということですね。

○応募事業者　　はい。さようでございます。

○委員　　お願いすると、またこれも予算計上しないといけないことかと思いますが。

何か、今までいろいろなボランティアさんなり地域の方々から、具体的な提案なりというのがあったことはございますか。提案とか、意見とか、日常的に聞いていらっしゃる。

○応募事業者　　ボランティアさんと地域の方が作業所に来ると、やはりわりと近くにいたんだけれども知らなかったという方も多数いらっしゃいます。ただ、今回、地域交流会等を玄鼻、鎌取でそれぞれやっておりますが、アンケートをとりますと、結構、私どもが配布した町会へのチラシとかポスターを見て、3分の1ぐらいはそういう形で来ていただいて、そこでいろんな発見をしていただくと。

中の利用者の満足度アンケートで、今年とりましたボランティアさんの声は、実は、工賃が、やはり思ったよりもすごい働いているのに、工賃が思ったほどではないわねというご意見は、確かに指摘を受けております。ただ、これは正直に申し上げますと、利用者さんや家族は、またちょっと違いまして、日々作業があることに、やはり充足率が高いというのが出ております。もちろん工賃を向上することが、私たちの努めでもありますので、過去も、今日も努めております。

ちなみに、17年度のときの売り上げよりも21年度のとくに、総額の工賃が30%強は上がっている、過去5年間で3割ほど皆様方の工賃は向上している事実がございます。以上でございます。

○委員　　はい。ありがとうございました。

○委員　　済みません。36ページの虐待等防止策なんですけれども、なかなか難しいだろうと思うんですね。利用されている方のためと思っても、ご家族とか本人が虐待だという場合もあると思うんですが、ここに、3の虐待等の早期発見への取り組みと発見時の対応で、懲罰委員会というようなものが開催されたことがありますでしょうか。

○応募事業者　　実質にはございません。

○委員　　一切ないですか。

○応募事業者　　はい。

○委員　　そういうご家族との間のトラブルとか、そういうものはないですか。

○応募事業者　　はい。この5年間で作業所についてはございません。それ以外のことはちょっと、私どもわからないんですけれども。

○委員　　わかりました。

○応募事業者　　よろしいですか。

○部会長　　はい。

○応募事業者　　日々の利用者さんや家族との関係のつくり方が大きいとは思うんですね。ご希望によって連絡帳を介していたり、あとは直接送迎等でお見えになる親御さんも多いので、

それから、あと、個人面談、家族面談、三者面談をしておりますので、そういう中で、こちら側のご提案や、また、ご家族からのご指摘事項について改善できるところは早急に、ということで、都度には対応している状態はあるかと思えます。

○応募事業者 (個人情報が含まれるため省略)

○応募事業者 (個人情報が含まれるため省略)

○応募事業者 両施設の件ではございませんけれども、事業団が管理運営する施設の一つという形で、ちょっと説明させていただきました。

○委員 別のことなのですが、41ページの人件費の積算と、44ページの生活支援員さんの経歴等を拝見させていただいたところ、鎌取の職業指導員という方が、鎌取作業所で3年間の経歴をお持ちであると。で、社会福祉士、その他の資格。その方の人件費を見ると587万円であるということに読めるんですが、3年目の職員で587万円というのは、民間の感覚からしますと驚くべき給与なんです、これはどういうことでしょうか。

○応募事業者 こちらに経歴、経験年数を記載させていただきましたのは、障害福祉施設の従事経験ということでございます。事業団におきましては、高齢福祉施設もやっておりますので、そちらに勤務した期間というものは、こちらに書いてございません。ですから、決して、入って3年目の職員の給料ではございません。

○委員 では、他の福祉事業所で経歴をお持ちの方だということですね。

○応募事業者 はい。高齢福祉の施設で従事しているということで。

○委員 他の方々もそういうことですね。生活支援員さんの3年5か月とありますが、それも、ほかの事業所で就業経験をお持ちの方ということですね。

○応募事業者 はい。さようです。

○委員 ちょっと驚いたものですから、すごいところだと思って。理解ができました。

○委員 先程のトラブルの件で、第三者委員会でもというお話がありましたけれども、第三者委員会というのはどういうメンバーの方がやられているんですか。

○応募事業者 人権擁護委員の方と弁護士の方でございます。(個人情報が含まれるため省略)

○委員 現段階で、その結論が出てないんですか。

○応募事業者 (個人情報が含まれるため省略)

○委員 適正化委員会にも訴えられていらっしゃる。

○応募事業者 はい。委員会そのものも、正直、どうしようかなという感じではいらっしやっていたんですけども。

○委員 似たような苦情をたくさん聞きますけれども。

これは、43ページとか、先程の44ページを見ますと、皆さん職員の方がいろんな資格をお持ちでいらっしやいます。これは、法人として何かサポートされている。それとも、採用時にそのような有資格ということを優先されていらっしやるんでしょうか。

○応募事業者 採用時に、資格要件のものもございます。その後、私どもに勤務してから、職員が自発的に取ったというようなものも幾つかございますので、やはり我々の社会福祉事業団の目的等に沿った資格というところで、職員が自発的に取るケースが多い状態にあります。

○委員 自発的。だから、組織的に何かサポートシステムを組んでらっしやるとか、そういうことではなくて。

○応募事業者 実際に、経費を要するものに対し、事業団としての負担するかどうかという

部分が、ちょっと過去に自分で自費で取った人と、新しく取る人の、ここの差異があってはいけないということで、できるだけ、時間的な余裕、この資格を取りたいというときに、勤務体系の中で取りやすい時間をとってあげるというような、側面からの協力体制はとらせていただいております。

○応募事業者　私も、実は、10年前に社会福祉士を取りました。事業団で働きながら、割とそういう意味では、休暇等を職場の理解をいただいてうまく使いながら、実習等でさせていただいた覚えがあります。現在、私の施設でも社会福祉士を学んでいる者、また受ける者がおりますが、そういうふうに現場では、一応、休暇をうまくお互いにサポートし合いながら、そういう資格が取れるような配慮はそれぞれで取り組んではおります。

○委員　スクーリング等で1週間休みとかということになりますね。

○応募事業者　ありますね。

○委員　その辺のことに対する配慮はなさっていると。

○応募事業者　はい。現場で、それぞれどこでも、事業団の施設ではやっていると思います。

○委員　わかりました。

○委員　参考までに。今まで作業所等で、いわゆる事故、けがとか、そういうことが起きた例とかありますか。

○応募事業者　事故といいますか、けが等はございます。ただ、大きな事故というのは、実質的にはないんですけれども。傷をつけたとか、そういう程度の話はよくあります。その場合は、事業団の内部の規定でも、ヒヤリハットの事故報告に当たらないような事例なんですけれども、それはあります。例えば作業をしていて、ちょっと切っちゃったとか、そういうことはございます。

○委員　特に、例えがいいのかどうかわかりませんが、例えば救急車を呼ぶような、そういうものはないということで、よろしいですね。

○応募事業者　はい。

○委員　実際に、今も事業団さんはなさっているということで、提案書は非常に具体的でわかりやすくご提案されているんですけれども、25ページのところの様式第12号のところの開館時間、1のところの通常の開館時間というのは、17時15分ということですが、3のところ、新たな新規サービスの提案ということで、やはり利用者ニーズにこたえるために、事情によっては、今度18時まで延長しますよということですが。これは事前にわかっている場合は、職員は変則勤務になるんですか。それとも時間外になるんですか。

○応募事業者　ご指摘のとおり、変則勤務で。

○委員　変則勤務。

○応募事業者　変則勤務で対応しようと考えています。

○委員　そうですか。当日、突発的なものに対しては時間外であっても、事前にわかっているものは変則勤務ですね。

○応募事業者　はい。ないしは、次の日交代勤務の時間をちょっと早く来たりとか、そこは計画的に、費用がかからないようにということを考えております。

○委員　そうですか。はい、ありがとうございます。

○部会長　他の委員の先生方よろしいですか。

　　おおむね30分程度たちまして、おおむね時間でございますので、ヒアリングは以上とさせ

ていただきます。どうもありがとうございました。

(応募事業者 退室)

○部会長 ここで、意見交換ですが、いかがでしょうか。

特に、問題となるような部分はないかと思いますが。人件費部分が相当大きいのは、他の民間、他の社会福祉法人などを考えると、随分高いのは高い。事業費のほうは、そう変わるものでは恐らくないと。

○委員 そうですね。

○委員 でも晴山会さんは、人件費部分は安くて、ほかで高いという。それでトータルでは晴山会さんのほうが高い。ほかを、というわけにいきませんから。

○委員 システムとしては、特段問題はないと。

○部会長 では、採点をしていただいて、特段議論すべき点がなければ。

(採点)

○部会長 それでは部会を再開いたします。

事務局より採点結果の報告をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、私のほうから報告させていただきます。

今お手元にお配りさせていただきましたが、採点集計表ということで提示させていただいております。表のつくりとしては、左側に指定にあたっての評価項目の大項目ごとに、あと、右側に、事業者ごと、晴山会、社会福祉事業団ごとに、各委員さんの項目ごとの点数表という形になっております。

それで、一応結論だけ申し上げますと、一番右のほうに合計点がございまして、そのさらに一番下のほうに平均点という飛び出した四角があります。そこをごらんいただきますと、平均点で晴山会が、結果的には141.4。それで社会福祉事業団が177.0という総合得点上は、平均としてこういう形になっております。

なお、採点に当たりまして、委員さんの中におかれましての評価として、実は、不可とされた項目があります。具体的に申し上げますと、晴山会において、衛生管理、感染症対策、虐待等の防止策のところ不可をつけられた委員さんがお一人いらっしゃるということ。もう一つは、管理運営業務の実施体制というところでも、やはりお一人、不可という項目があります。それで、さらに、管理運営の縮減というところで収入支出見込みの妥当性ということで、お二人の委員さんが不可という評価をされております。

ということになりまして、ここで、指定管理の運用指針の中に、必要項目の提案がなされていない場合とか重大な欠陥事項、そういうものがある場合には、総合得点が高くても指定管理者の候補者となることはできないという指針になっております。

ということからしますと、ここで、いわゆる不可というものをどういうふうに評価するかというところで、重大な欠陥事項ということとして受けとめて選定しないという評価の結論にするか、または、点数上、単にそれほどのことでもないということで、いわゆる点数上の結果で言えば第2順位ですか、という結論にさせていただくかと。その辺のところのご協議をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○部会長 ということで、晴山会さんのほうを第2順位という形にするか、選定外という形にするかということですが、先生方、いかがですか。

書類に不備があった部分と、積算のところですね。大分数字が甘いというか、大きい数字が出ていたということ。虐待のところ、様式17のところでの点数が0点というところがあったというところですが、点数は第2順位なんです。

○委員 積算のところ、口頭ではいろいろ答えられていたところからすると、恐らくもう一回指導したら、きちんと追加で直してといたら直せることも。

追加が可能な程度の瑕疵だとすれば、重大とまでと見る必要はないのではという意味で、第2順位でもいいのではないかと思います。

○部会長 というご意見ですが、いかがですか。

○委員 私、書類を一応見させていただいて、あの書類の内容全般が、不可があるなしということではなく、全般を見て、ちょっと任せるのは危険かなと。私は、選定外で。

○部会長 選定外。ほかはいかがですか。

○委員 私は、先程委員のお話にありましたように、本当に初歩的なミスが結構目立ったというところをとって、まあ重大なところまではいかないということで、第2順位で。

○部会長 ほかには。

○委員 はい。私も、やはりまだこういった作業になれてないというところもあるので、重要な、というところまでは考えなくていいかなと思うので、第2順位で。

○部会長 部会は、これは議決になるものですかね。

○鎗田保健福祉総務課長 はい。

○部会長 ご意見いただいた上で、私も、多分、晴山会さんはこういう作業を余りやってらっしゃらないので、このような結論。プロポーザル、提案書になっているのかなというふうに少し好意的に見て、ほかの事業もやっていて、それなりにきちんと運営されているので、選定外とするほどの瑕疵ではないのではないかというふうに思っております。

今、諸先生のご意見を伺うと、第2順位でよいのではないかということが大勢ですので、部会としては、第2順位とするという議決とさせていただきたいと思いますが。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○部会長 ではそのようにさせていただきます。

ということで、第1順位が千葉市社会福祉事業団、第2順位が晴山会ということになります。以上、以上の結論でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。

ということで、第1順位は千葉市社会福祉事業団、第2順位を千葉社会福祉法人晴山会ということで選定いたします。

その旨決定ということで、最後に、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○大木障害企画課長 それでは、今後の予定につきましてご説明いたします。

本日以降のスケジュールですが、本会議の答申をもとに、平成23年1月上旬に選定結果通知を発送しまして、仮協定締結を1月中旬に、指定議案の提出を2月に、市議会での議決後の、3月に基本協定の締結を予定しております。

説明は、以上でございます。

○部会長 ただいまの説明について、何かご質問ございませんか。

(発言なし)

○部会長 では、今後のスケジュールについては、終了といたします。

本日予定されております議題については、以上で終了いたしました。これをもちまして、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第3回障害者施設部会を閉会といたします。

事務局、進行をお返しいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 ありがとうございます。委員の皆様のご長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。

会議のほうは以上で終了となりますが、会議冒頭で申し上げましたとおり、ただいまお机にご置きます資料の一部、資料2から資料4と、あと、指定管理の申請書と提案書、それから最後にお配りいたしました採点結果、こちらのほうにつきましては、事務局のほうで回収のほうをさせていただきますので、そのままにしてお帰りいただくようお願いいたします。

それでは、これを持ちまして、本日の日程をすべて終了させていただきます。本当にお忙しい中、ありがとうございました。